

射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

射水市長 夏 野 元 志

## 射水市条例第 2 2 号

射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を  
改正する条例

射水市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例（平成 2 6 年射水市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

射水市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例

本則中「空き家等」を「空家等」に改める。

第 2 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 この条例において「管理不全空家等」とは、適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいう。

第 3 条中「ものとする」を「とともに、国又は市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない」に改める。

第 6 条第 2 項第 6 号中「第 9 条第 1 項」を「第 1 0 条第 1 項」に改める。

第 8 条第 2 項中「次条第 1 項」を「第 1 0 条第 1 項」に、「当該職員又は」を「空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又は当該職員若しくは」に改める。

第 1 0 条を削る。

第 9 条第 9 項中「させる」を「行わせ、その費用を当該命令を受けた者から徴収する」に改め、同条第 1 0 項中「措置が命ぜられるべき者」を「措置を命

ぜられるべき者（以下「命令対象者」という。）に、「その者」を「当該命令対象者」に、「者に」を「者（以下この項及び第12項において「措置実施者」という。）にその措置を」に、「、相当の期限を定めて、」を「は、市長は、その定めた期限内に命令対象者において」に、「その命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき」を「措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する」に改め、同条第11項を次のように改める。

11 市長は、前項の措置を講じた後に、命令対象者を確知又は命令対象者の所在が判明したときは、その命令対象者から当該措置に係る費用を徴収することができる。

第9条に次の1項を加える。

12 市長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第3項から第8項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置）

第9条 市長は、管理不全空家等の所有者等に対し、基本指針（法第6条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木

竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。  
第 1 1 条中「及び第 9 条」を「、第 9 条及び第 1 0 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。